

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県病院事業管理者 金井健一

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程

(給料月額の特例)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1 行政職給料表又は別表第6 福祉職給料表の適用を受ける職員（新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）第2条に規定する職にある職員に限る。）及び一般職員給与条例別表第4 医療職給料表（二）又は（三）の適用を受ける職員（次条においてこれらを「特例職員」という。）に係る令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号。次条において「病院局給与規程」という。）第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号）第2条の規定による改正後の一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定に基づき定められた額とする。

(期末手当の額の特例)

第2条 特例職員、新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号。以下「医師給与規程」という。）の適用を受ける職員及び新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号。以下「技能労務職員給与規程」という。）の適用を受ける職員に係る令和7年12月に支給される期末手当の額は、病院局給与規程第2条第1項、医師給与規程第2条又は技能労務職員給与規程第7条の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年新潟県条例第46号）第3条の規定による改正後の一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定に基づき定められた額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年12月1日から適用する。